## 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-4)

														ı				1 1 2 2	通 <b>省20</b> 一件//
	施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する									<sup>-</sup> る	担当部局名	港湾局			作成責任者名	海洋·環境課長	津田修一	
	施策目標の概要及び達成す	海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。									沿岸域環	施策目標の 評価結果		政策体系上の 位置付け		活環境、自然環境の形 Jー社会の実現	政策評価実施 予定時期	平成27年7月	
						実績値													
	業績指標等			目標値 設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	評価結果	: 目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
16	我が国の沿岸に重大な被害を及 件数	及ぼす海洋汚染等の	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件		0件	毎年度		環境に過去に例を見た ち止する必要があるた		与えた「ナホト	与えた「ナホトカ号油流出事故」(平成9年)と同等又はそれ以上の規模の		
17	7 油流出事故を起こした船舶の保	0隻	平成19年度	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻		0隻	毎年度	・我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正以降、船舶油濁損害賠償保障法を適切に運用しており、運用の成果を示している指標であるため。 ・船舶油濁損害賠償保障法の施行以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから次年度以降も保険未加入隻数0隻とすることを目標値として設定。							
18	過去の開発等により失われた刊 した割合	- 潟のうち復元・再生	約37.8%	平成23年度	_	_	37.8%	38.0%	38.1%		約40%	平成28年度	・過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積のうち復元・再生した割合として設定。 ・業績指標の根拠:社会本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)						
19	6 廃棄物を受け入れる海面処分却	約7年	平成24年度	約7年	約7年	約7年	約7年	約8年		約7年	平成29年度	・一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、海面処分場への依存度が高くなっており、港 湾において海面処分場を計画的に整備する必要があるため。 ほ・目標値については、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに約7年の年数が必要であることから、廃棄物 処分の困難な状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。 ・業績指標の根拠:循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日 閣議決定)							
20	三大湾において、水質改善等を ) 埋め戻しや覆砂等の取組により な区域のうち改善した割合		約46%	平成23年度	_	_	46.2%	47.0%	47.9%		約50%	平成28年度	ち、改善した割	三大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾)において、水質改善等を図るため、深堀跡の埋め戻しや覆砂等の値 、改善した割合として設定。 業績指標の根拠:社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)				少等の底質改善か	「必要な区域のう
	,			算額計(執行	<b>す額</b> )	26年度									即油する	関連する まばよれの日標(00年度)			
	達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要									業績指標 等番号		段の目標(26年 ・プット、下段:ア	
(1)	) 国連環境計画拠出金 (平成16年度)	020	13 (13)	12 (12)	12	15		を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して、な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。					16		-				
(2)	) 国連開発計画拠出金 (平成18年度)	021	11 (11)	10 (10)	10	12							す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ る東アジア海域の海洋環境を改善する。						
(3)	海洋・沿岸域環境の保全等の ) 推進 (平成20年度)	022	13 (12)	12 (10)	59	37	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及 密発など、海洋基本法(平成19年度成立)及び海洋基本計画(平成25年閣議決定)に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域 環境の保全等の推進に資する。												
(4)	) 低潮線の保全に要する経費 (平成23年度)	024	55 (54)	55 (50)	55	55	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。												
(5)	) 船舶油濁損害対策 (平成17年度)	025	33 (14)	33 (14)	42	31	臣(地方運る。又、違このような等)との連書の防止に	輸局長等)の 反が推定され 証明書の交 携した立入れ こ関する法律	)交付する れる船舶に 付事務、事 検査等、同 津第41条の	証明書の船に対しては入れ 対しては入れ 前通報の保 法の的確な ひ2の規定に	内備え置き 巻時に立入れ 一段加入状況 軍用を行って 基づく海上化	義務や、入港 検査を実施さの確認のたいる。外国 保安庁長官(	もの際の保険加え することしている。 こめの情報管理の 船舶から大量の の要請を受けて	Dほか、関係官庁(海 油等の排出があり、)	務などを規定してい 上保安部、港湾局 毎洋汚染及び海上災 防除措置を講じた場	17		-	

(6) 港湾環境整備事業			- -	- -	-			湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸		_
1 (昭和48年度)	<sup>(0)</sup> (昭和48年度)	026	4,028 (4,004)	5,456 (5,443)	6,340	-	の整備や水質浄化、底質改善を行う。		19 20	
港湾環境整備事業(第	日本大	028	0	649	344	0	東日本大震災からの早期復興として、がれき	や津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備を行う。	19	-
(平成23年度)	(平成23年度)		(0)	(649)						
海岸事業	海岸事業 (8) (昭和24年度)(関連:26-⑫、 ③)	023	9,186	9,583	16,678		特性等を把握するため、海象観測や現地調査の計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等	。背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや ・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、こ 等の整備を行う。		
			(9,133)	(9,569)			また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3	海岸で、海岸の維持管理を実施する。	-	-
海岸事業(直轄)	海岸事業(直轄) 9) (直轄:昭和47年度)(関連26- ⑫、⑬)	027	11,368	8,880	10,343	9,492	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から	『後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離		
			(11,358)	(8,879)			岸堤等の整備を行う。		_	_
	港湾区域における低潮線の保	029	-	4	3	2	衛星画像による低潮線及びその周辺の状況	調査、巡視船による低潮線及びその周辺の巡視並びに低潮線保全区域の周知の		IS THE TAKE A CONTROLL WHEN THE
(10) 全に要する経費 (平成24年度)			-	(4)			ための看板設置を行う。		-	低潮線及びその周辺の状況調査・巡視回数
			5,298	8,360	9,901	5,638		〇21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)第3章戦略6③		
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉書きは、複数施策に関連す 予算であり、外数である。			(186,004)	〈238,359〉	⟨213,445⟩		施策に関係する内閣の重要政策	〇第四次環境基本計画(平成24年4月27日)第2部第1章第6節、第7節3 〇生物多様性国家戦略2012—2020(平成24年9月28日)第3部第1章9節		
			(4,135)	(6,198)			(施策方針演説等のうち主なもの)	○海洋基本計画(平成25年4月26日)第2部2(2)ウ、4(3)、9(3) ○循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)第5章第2節6(2)		
		((146,017)	(〈188,209〉)				〇社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)第2章、第3章			